

○上野原市週休2日適用工事実施要領

令和7年3月28日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組の一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」という。）と工事現場の労働者の休日を週に2日間とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けた上野原市週休2日適用工事（以下「適用工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 準備及び後片付けの期間を除く工期のうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 現場閉所率 対象期間における現場閉所等の日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所の日数を対象期間日数で除したもの）をいう。この場合において、現場閉所率の算出に用いる1月当たりの基準日数は、工事着手日から起算して28日とし、1月当たりの基準日数が28日に満たない場合であって、当該月の土曜日及び日曜日の日数以上に現場閉所を行っているときは、現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。
- (5) 月単位の週休2日 対象期間の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント以上の状態をいう。
- (6) 通期の週休2日 対象期間の現場閉所率が28.5パーセント以上の状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の一般競争入札で公告する全ての工事
- (2) 既に適用工事として実施している工事に密接に関連し、随意契約する工事

2 前項各号に掲げるもののほか、市が発注した工事において、契約締結後、受注者から工事着手日までに適用工事を実施する旨の協議があり、市長が認めた場合は、この告示の規定を

適用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (3) 現場条件、完成期日等、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) その他工事内容、現場条件等を総合的に判断して、適用できない理由があると市長が認める工事

(実施方法)

第4条 適用工事の実施については、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 発注者は、週休2日の取組を実施する上で必要な工期の設定を行うものとする。
- (2) 発注者は、予定価格の算定について、通期の週休2日の補正係数を乗じて計上する。この場合において、費用の計上については、山梨県の定める取扱いに準ずるものとする。
- (3) 発注者は、入札公告及び特記仕様書において適用工事であることを明示するものとする。
- (4) 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、週休2日現場閉所（計画・実績）書（様式第1号）を監督員に提出し、これに基づき施工を行うものとする。この場合において、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。
- (5) 受注者は、提出した週休2日現場閉所（計画・実績）書に従い、現場閉所を実施するものとする。
- (6) 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に監督員に連絡するものとする。
- (7) 受注者は、受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、上野原市建設工事請負契約約款（平成17年上野原市訓令第58号）の規定による工期の延長を請求することができる。
- (8) 受注者は、対象期間中において、適用工事であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすい場所に設置するものとする。
- (9) 受注者は、適宜、監督員から指示があった場合には、現場閉所実績について、週休2日現場閉所（計画・実績）書及び週休2日現場閉所実績集計表（様式第2号）を提出し、確認を受けるものとする。ただし、工事完成月の現場閉所実績は、工事完成日に提出するものとする。

(経費の補正)

第5条 監督員は、適用工事の現場閉所実績を確認し、通期の週休2日が達成できなかった場合は、通期の週休2日の補正係数を除して減額変更を行うものとし、月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日の補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。

2 第3条第2項の規定により適用工事を実施することを市長が認めた場合において、監督員は、適用工事の現場閉所実績を確認し、通期の週休2日を達成したときは、通期の週休2日の補正係数を乗じて増額変更を行うものとし、月単位の週休2日を達成したときは、月単位の週休2日の補正係数を乗じて増額変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第6条 適用工事において、通期の週休2日が達成できなかった場合は、上野原市建設工事成績評定要綱（平成17年上野原市訓令第61号）の評定項目「創意工夫」より、3点を減ずる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。